

# 財団法人アクロス福岡寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人アクロス福岡という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、国際・文化・情報の交流拠点施設であるアクロス福岡の有する機能を一層高めるよう支援するとともに、総合的な文化・情報の交流ネットワークを推進し、福岡県における文化の振興並びに文化に関する情報の提供及び交流の促進を図り、もって県民の文化の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽芸術、舞台芸術等の芸術文化の振興に関する事業
- (2) 国際的な学術文化等の交流に関する事業
- (3) 地域文化の振興に関する事業
- (4) 生活、文化、行政、観光等にかかる情報の提供に関する事業
- (5) 福岡県がアクロス福岡内に設置する国際・文化・情報に関するセンターの管理及び運営の受託に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、福岡県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算書)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、福岡県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、その会計年度終了後3か月以内に福岡県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、福岡県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、福岡県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序により、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の日常の業務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び福岡県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員及び理事会が特に認める役員で福岡県知事の承認を得たものは有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第22条 この法人に顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について理事長の諮問に応じる。

4 顧問の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は非常勤とする。

6 顧問は無給とする。ただし、費用を弁償することができる。

## 第4章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類、開催及び招集)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とし、理事長が招集する。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

4 理事長は、前項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急を要する事項については、書面により可否を求め、理事会の議決に代えることができる。この場合においては、前2条を準用する。

3 前項の規定により決定したときは、理事長はその内容を次の理事会で報告しなければならない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に、30人以内の評議員を置くことができる。

2 評議員は、理事会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第19条第1項及び第2項、第20条並びに第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会は、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議、助言するとともに、必要に応じ、この法人に関して理事長に建議することができる。

4 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人は、民法(明治29年法律第89号)第68第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の許可を得て帰属を決定する。

## 第7章 事務局

(事務局及び職員)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、これらの職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第37条 この法人の事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備えおかなければならない。

(1) 財産目録

(2) 寄附行為

(3) 理事、監事、顧問、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

## 第8章 補 則

(委任)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。

附 則

1 この寄附行為は、平成7年8月18日から施行する。